

第5章 公開活用計画

1. 公開活用の現状と課題

(1) 公開の現状

1) 本丸の公開

下記の通り、本丸の公開を行っている（平成26年3月現在）。

- ・公開時間：7:00～19:30（4～9月）
8:30～17:00（10～3月）
季節行事等に合わせて、早朝や夜間の特別公開も行っている。
- ・入場料金：無料
- ・休館日：無し

2) 天守のライトアップ

天守は、松江市のシンボルの一つであり、市内各所から鑑賞できるランドマークであるため、日没から22:00までライトアップしている。

3) 天守の公開

①公開方法（平成26年3月現在）

下記の通り、天守の公開を行っている。来城者の平均的な滞在時間は約30分である。

- ・登閣時間：8:30～18:30、受付終了 18:00（4～9月）
8:30～17:00、受付終了 17:00（10～3月）
季節行事等に合わせて、早朝や夜間の特別公開も行っている。
- ・登閣料金：[個人]大人 550 円、小人 280 円
[団体]大人 440 円、小人 220 円（30名以上料金）
- ・休館日：無し

②公開状況（巻末参考資料参照）

来城者は、一ノ門から本丸に入ったところで入場券を購入し、天守附櫓入口でスリッパに履き替え、附櫓内の受付で入場券の確認を受ける。天守内は各階を下記のように設えている。

- ・附櫓：出入口付近に靴箱・靴置き場を置き、内部は仮設間仕切りで区画した受付（管理人詰め所）及び土産物売り場を置いている。
- ・地階：兵糧蔵、塩蔵、井戸を見せしている。また、柵越しに昭和の修理で外した鯨や梁等の部材を展示している。

- ・1 階：武具、松江城天守雛形（市指定文化財）、太鼓櫓にあったとされる太鼓等を展示している。
- ・2 階：中央部にケースを置き、松江市街地のジオラマ（市政120周年の寄贈品）や襖絵等を展示している。
- ・3 階：中央部にケースを置き、天守模型等を展示している。
- ・4 階：展示品等は置いていない。
- ・5 階：展示品等は置いていない。天守から四方の眺望を楽しむことができ、有料双眼鏡を設置している。

③展示

常設展示が主であるが、企画展示も実施している。

（2）活用の現状

1）本丸の活用

平成10年度より毎年「松江城本丸フェスティバル」を開催している。また、「武者行列」、「松江城大茶会」等、城山公園及びその周辺で開催されるイベントの一会場として、本丸も用いられている。

2）天守の活用

天守3階、4階では市民講座のような人が多く集まるイベント、5階では「初日の出を見る会」のような望楼としての特徴を生かしたイベントを行っている。開府400周年祭（平成19～23年）の期間には、関連イベントとして演奏会、小泉八雲作品展、茶席、囲碁対局の再現等が開催された。また、3組の結婚式を行った。

イベント開催時には、必要に応じて入場者数の制限を実施し、イベント会場と見学者導線が交わらないように工夫している。

3）本丸及び天守の広域的な活用

平成17年3月31日に松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町の1市6町1村が合併して、新しい松江市が誕生したことから、松江市では、市の重点産業の一つである観光の戦略を見直すため、平成19年3月に『松江市観光振興プログラム』を策定した。この中では、市域に拠点地区を定め、まちめぐりのための拠点づくりとコースづくりの推進をうたっている。

こうした市の戦略に合わせて、近年、松江城周辺をめぐる「松江ゴーストツアー」などのイベントが、市民団体等の創意工夫により徐々に定着してきている。

（3）公開活用の体制

松江城天守の公開業務は、松江市との委託契約に基づき、指定管理者が行ってい

る。イベント開催を主とする活用は、通常、以下のいずれかで実施している。

- ・ 松江市が指定管理者に開催を委託。
- ・ 指定管理者が松江市の許可を得て自主事業として実施。
- ・ 市民団体等が松江市の許可を得て実施。

前述の「本丸フェスティバル」の開催は、松江市が指定管理者に管理委託を行うに際し、業務の一つとして位置付けているものである。現状では、指定管理者の自主事業として実施されるものが最も多い。

指定管理者であるNPO法人松江ツーリズム研究会は、また、前述の「松江ゴーストツアー」など、松江城天守や松江城跡と周辺の城下町とを結ぶイベントも積極的に行っている。

(4) 公開活用の課題

1) 本丸の課題

- ・ 本丸においては、園路沿いのイヌツゲにより芝庭に立ち入りができず、制約の少ない自由な動線を求める声がある。
- ・ 桜等の樹木が密植状態にあるため、生育が悪く、花の状態にも影響が及んでいる。また、樹勢の衰えから強風時の倒木や落枝が懸念されるものもある。
- ・ 石垣からの転落防止柵の経年による劣化が顕著になりつつある。

2) 天守の課題

① 建築鑑賞に係る課題

- ・ 靴箱や受付等、管理のための諸設備が附櫓に集まっており、建築的特徴を見えにくくしている。附櫓は天守の防御的な工夫を理解する上で欠かすことのできない空間であるため、十分な建築鑑賞が可能となるよう、仮設間仕切りや什器備品の置き方を見直す必要がある。
- ・ 展示品や展示ケース（以下、「展示物」と言う。）により、狭間や石落し等、防御のための装置が見えにくくなっている。文化財建造物としての建築的特徴を十分に鑑賞できるよう、展示物の置き方を見直す必要がある。

② 展示に係る課題

- ・ 松江城との関係が薄い展示品が多く含まれている。
- ・ 展示替えを行っておらず、展示内容の変化に乏しい。
- ・ 耐震性能を考慮し、展示物総重量の軽量化を図る必要がある（第4章参照）。

③ 解説に係る課題

- ・ 展示品の説明が十分ではなく、松江城との関係やその資料価値が理解しづらいと

の批判がある。

- ・外国人に対する解説の充実が求められる。
- ・障がい者の方が天守を理解し、楽しむ手段を検討する必要がある。

④イベント開催に係る課題

- ・多人数が上層階に登るため、地震時の安全確保、火災予防、災害時の迅速な避難誘導等について、十分な対策をとる必要がある（第4章参照）。特に、入場制限について見直す必要がある。

3) 本丸及び天守の広域的な活用に係る課題

- ・国際文化観光都市としてのまちづくりを進めるにあたり、松江城を重要な拠点施設として、さらに活かしていくことを検討する必要がある。

2. 公開活用の基本方針

天守は重要文化財（建造物）であり、松江市の歴史と文化のシンボルであり、ランドマークでもある。今後もこの位置付けを保ち、松江市民はもとより、松江市を訪れる観光客が、これらの価値を最大限享受できるよう、積極的な公開活用を図る。

3. 整備計画

(1) 重点事項

公開活用の基本方針に基づき、以下の4項目を、当面の整備の重点事項とする。

①慶長天守としての建築的特徴をより良く表現する

天守の空間特性や建築的特徴が十分に鑑賞できるよう、展示品の配置を見直し、解説の充実を図る。

②天守に係る貴重な史料、調査成果を展示に活かす

天守の理解を促進する展示計画を検討し、その実施を図る。その際、松江歴史館や興雲閣等、周辺施設との連携も考慮する。また、調査研究の成果を展示に活かす仕組みや体制の充実を図る。

③松江市の文化交流拠点、観光拠点としての位置付けを高める

イベントの実施における市民参加の促進により、天守の文化交流拠点、観光拠点としての位置付けをより高めていく。

④ランドマーク性の向上を図る

ライトアップを継続する。松江城跡周辺の歴史的建造物の保存を図ることによって、城下町として開かれた松江市街地の歴史的風致の向上に寄与し、松江城天守のランドマーク性を高める。

(2) 本丸の整備方針

- ・本丸の整備は、「第3章 環境保全計画」に基づき行う。
- ・防災施設の他、公開活用の観点から本丸に要する施設は、管理事務所及び管理用倉庫とする。公衆用便所、水飲み場、駐車場等の便益施設は、史跡松江城環境指針に基づき、本丸内には置かないこととしている。
- ・防災・防犯設備、転落防止柵の他、公開活用の観点から本丸に要する設備は券売機、照明設備（夜間照明、天守ライトアップ用照明）、サイン類（解説板、案内標識等）、休憩用ベンチとする。

(3) 天守の整備方針

- ・天守の内部を、建築鑑賞ゾーン、展示ゾーン、イベントゾーン、管理ゾーンに区分し、見学用導線とイベント用導線を設定する。
 - イ) 建築鑑賞ゾーンは、慶長天守としての建築的特徴をより良く表現するため、松江城の空間特性や建築的特徴の理解に欠かせない部分や部位を網羅的に含むゾーンとする。
 - ロ) 展示ゾーンは、天守に係る貴重な史料や調査成果を常設的に展示するためのゾーンとする。
 - ハ) イベントゾーンは、松江市の文化交流拠点、観光拠点としての天守の位置付けが高まるよう、様々なイベントを開催するゾーンとする。イベントは、主として松江城と関連のある内容とし、5階においては、望楼としての特徴を活かしたものも実施する。イベントが行われていない時には、建築鑑賞ゾーンとして用いる。
 - ニ) 管理ゾーンは、天守の管理のために用いるゾーンとする。
- ・上記のゾーニングに基づき、各ゾーンの整備計画を立てる。その際、建築鑑賞ゾーンを最も重要な区域とし、展示ゾーン、イベントゾーン、管理ゾーンは、来城者の見学を妨げることがないように、設備の配置や仕様等に十分な配慮を行う。
- ・天守内には、来城者のための空調設備は設けない。

(4) 天守の整備計画

1) 建築鑑賞ゾーン —慶長天守としての建築的特徴をより良く表現する—

- ・建築鑑賞ゾーンの導入部で、天守に係るガイダンスを提供する。

- ・ 建築鑑賞ゾーンにおいては、既存の見学路誘導表示と解説板の位置、内容、仕様等を見直し、改善を図る。
- ・ 細部の見やすさを確保するため、必要に応じて補助照明を設置する。

2) 展示ゾーン —天守に係る貴重な史料、調査成果を展示に活かす—

- ・ 松江城天守における展示品は、下記4点を中心とし、その目録を作成、更新する。
 - イ) 天守の古材
 - ロ) 天守の理解を深める資料（例：天守模型、松江城天守雛型、修理工事記録等）
 - ハ) 松江城の理解を深める資料（例：松江城ジオラマ、古文書、古絵図等）
 - ニ) 松江城や天守に係る新たな発見資料や研究成果、出土品等
- ・ 展示プログラム、展示方法、配置、展示用設備、解説等を含む展示計画を作成し、実施する。展示計画の作成にあたっては、以下のことに留意する。
 - イ) 展示プログラムにおける松江歴史館との連携
 - ロ) 天守の耐震性能向上の考え方に即した展示物の総重量
 - ハ) 展示物の落下や転倒防止の措置
 - ニ) 展示品のための温湿度管理
 - ホ) 災害発生時における展示品の搬出

3) イベントゾーン —松江市の文化交流拠点、観光拠点としての位置づけを高める—

- ・ イベントの実施にあたっては、今後、人数の制限を検討する。
- ・ イベント開催時は、必要に応じて建築鑑賞ゾーンとイベントゾーンを可動用木柵等で区画する。
- ・ イベントのための固定的な設備は設けず、備品（スクリーン、映写機及び映写機台、照明等）はスタンド式や自立式を基本とし、搬入搬出や設置にあたっては、床板や階段等を傷つけることがないように、十分注意する。

4) 管理ゾーン

- ・ 天守への入場にあたり、靴を靴箱に収納する方法からビニール袋に各自収容して持ち運ぶ方法へと変更し、靴箱を撤去する。
- ・ 受付兼天守常駐管理人詰所（以下、「天守内事務所」と言う。）は附櫓内に置き、防災上の観点から、少なくとも4名が常駐できる広さを確保する。
- ・ 天守内事務所を区画する仮設用間仕切が、附櫓内の見通しを遮らないよう、また、天守の屋内景観と調和したものとなるよう、再整備を図る。

5) 設備の設置に係る留意点

- ・ 天守内の設備は統一的なデザインとなるようにする。その際、天守の屋内景観と調和するよう、素材や形状、規模、色彩等を十分に検討する。

- ・誘導表示や解説板は、日本語と外国語を併記する、ユニバーサルデザインを用いる等、外国人や視覚障害者等にもわかりやすいものとなるようにする。また、必要に応じて、複数言語で案内パンフレットを用意する、音声機器を貸し出す等の補足的な措置を講じる。
- ・照明設備を設置する場合には、天守部材への直付けを避け、スタンド式やクリップ式のものを用いる、構造補強材に設置する等、部材を傷めない方法で行う。また、照明の熱等が天守の部材に影響を及ぼさないよう注意する。
- ・照明設備の設置にあたっては、必要とされる電気容量を的確に把握してその確保に努め、漏電遮断器を設置する等の漏電対策を施す。
- ・展示用設備やスタンド式照明等が床板に影響を及ぼす恐れがある場合には、適切な養生の措置をとる。

6) 今後の課題

- ・建築や展示品の解説については、ボランティアガイドの育成を図り、ガイドによる説明を充実させることも併せて検討する必要がある。
- ・天守は、補助設備の設置及び災害時の避難誘導という二つの側面から、障がい者の方への対応が極めて困難な建物である。そのため、視聴覚機器等による代替的な見学方法を検討する。

(5) ランドマーク性の向上

以下の取り組みにより、天守の姿が映える市街地景観の創出に寄与する。

- ・文化財保護法に基づく登録有形文化財制度や登録記念物制度を活用して、松江城周辺に残る歴史的な建造物や庭園を、まちづくりに役立てながら継承すべき文化財として顕彰する。また、その保存を支援する。
- ・松江市景観計画や、松江市歴史的風致維持向上計画（松江市歴史まちづくり計画）等に基づき、歴史や文化を尊重したまちづくりを推進できるよう、関係部局間の連携協力を図る。

4. 企画運営体制

- ・特別公開やイベントは、従来通り、市の委託事業の他、指定管理者の自主事業、市の許可を得て行う事業として実施することにより、市民の創発性を取り入れていく。
- ・指定管理者は、一般の来城者とイベント参加者を区分して入退場管理を行う。
- ・指定管理者は、イベント実施者に対し、事前に災害発生時の対応について説明すると共に、初期消火用設備の位置及び使い方について説明する。
- ・指定管理者は、イベントの準備から実施、片付け完了までの間、天守のき損や汚

損が生じないように、イベント実施者の活動を監督する。

- ・指定管理者は、通常、天守内に3人の常駐管理者を置くが、イベントの規模に合わせて臨時に常駐管理者を増員する。
- ・繁忙期における天守5階については、防災上の観点も踏まえて人数の制限や誘導係員の配置について今後、検討していく。